

たのは、昭和一〇年の「宗教的情操ノ涵養ニ関スル」文部次官通牒であった。しかし、政策や審議の経過を見ていくと、明治末期から、学校教育において「宗教的情操」の涵養に期待する議論がなされていた。大正自由教育など新たに教育を研究・実践する大正期の風潮や、国民道德の見直しや徹底が議論されるなどの要因も含んで、昭和期にはすでにさまざまな教育関連の大会・会議で「宗教的情操涵養」に関する決議が起こっていた。そのようななかで、昭和一〇年の文部次官通牒にいたったのである。以上のように、昭和一〇年の文部次官通牒は「宗教的情操」の始まりではなく、長い間議論された末の結論として扱うべきであると考ええる。そこで、「宗教的情操」の系譜を明治三〇年代の道德教育論争に求めてみたい。

この論争は、井上哲次郎が「倫理的宗教」を主張したことから始まる。「倫理的宗教」とは、宗教の歴史性・特殊性を排除し、合理的に時代に適した普遍的・理想的であり、倫理に特化した宗教のことである。これを道德教育に用いればよいのではないかと、井上は主張した。これに対して、様々な分野の知識人が反論した。大西祝は、宗教を教えないまでも、「宗教的な世界観」を持つ道德教育は必要であると論じ、宗教の道德教育の有効性を主張した。鈴木大拙は、道德教育で「宗教的思想」を教えることを積極的に肯定した。村上専精は、人類の歴史上、道德教育を宗教が担ってきたという事実を踏まえた上で、宗教が論じてきた「真理」は教育と対立するものではなく、道德教育に対して有効であることを論じた。元良勇次郎は、「神秘的なるもの」が必要であるとし、心理学の視点から国民道德

の形成には宗教が必要であることを述べた。加藤玄智は、世界的・普遍的な視点で宗教を扱う宗教学を教育者が勉強し、子どもには「真の宗教」を教えるべきであるとした。

各知識人とも道德教育において、そのままの宗教が必要と論じるのではなく、「宗教的な世界観」「宗教的思想」「真理」「神秘的なもの」「真の宗教」というような、歴史性・特殊性を捨象した、宗教の普遍性・倫理性を説いていた。本論争は「宗教的情操」が共通の土台であったとみることができる。このように、当時西洋から輸入して発展していったさまざまな学知やキリスト教の影響によって、「宗教」は普遍化・倫理化され、新たな価値が見出されたと言ってもよいだろう。その新たな価値が、道德の問題を解決するための、普遍性・倫理性を持った宗教的なものであった。

宗教文化教育と宗教情操教育の相違点

井 上 順 孝

広義の「宗教教育」のうち、公立学校において可能なタイプの教育の一つとして、宗教文化教育が提起されている。宗教文化教育は、これまで公立学校における宗教教育をめぐって生じた対立を乗り越えることが可能と考えている。公立学校における宗教教育は、とくに宗教情操教育というカテゴリーをめぐって大きな議論を呼んできた。そこで宗教情操教育をめぐる議論

第17部会

が問題とされた理由を確認し、宗教文化教育が宗教情操教育とどのような点において異なるかを示したい。

広義の宗教教育は、一般に宗教の知識教育、情操教育、宗派教育を含むとされてきた。一方、狭義の宗教教育は、宗派教育に近いもので、宗教情操教育を含むものと理解されている。公立学校での宗教教育の議論で、なぜ宗教情操教育が問題となつたかという点、宗教情操教育の内容、効果等について、いくつかの点で対立が生じたからである。宗教情操教育を推進しようとする人は、宗派的でない宗教情操教育、すなわち一般的宗教情操教育が理論的に可能であるという立場をとる。ここには、大きく二つのタイプをみてとれる。一つは理論的に可能性を追求するもので、宗教の定義をゆるやかに考えることで、一般的な宗教情操教育の可能性を検討するものである。もう一つは、宗教の根底には一般的な宗教情操というものがあるといった前提をもって臨むもので、しばしば宗教の情操教育こそ、宗教教育の要と位置づけられる。

この一般的宗教情操については否定的な見解がある。これについても大きく二つのタイプを見出すことができる。一つはこれが国家主導の宗教情操の構築になる恐れがあるという危惧、あるいは一般的宗教情操という名のもとに、実は特定の宗教情操に依拠することに正当性を与えようとしているのではないかという危惧に基づくものである。もう一つは、特定の宗教に基づく宗教情操というものを離れて、一般的宗教情操というものを想定するのは、事実上困難であるという立場である。

こうした対立点を意識し、かつ現代の日本社会の宗教に対す

る一般的位置づけやグローバル化と呼ばれる世界的な変動を考慮して提起されたのが宗教文化教育である。宗教文化教育は、法的な側面、また現代日本社会の宗教への位置づけを考慮しても、公立学校でも実施が可能なタイプの教育として発案されている。それぞれの宗教がもつ固有の価値、規範、それを信仰する人たちの考え方や行動の特徴、さらに生活文化のなかに、それらがどのように観察されるかといったことについて、基本的な理解を推進しようとするものである。二〇〇六年の教育基本法の改正の際、宗教教育の項に「宗教に関する一般的教養」を尊重するという文が付け加えられた。宗教文化教育という発想は、この改正以前から主張されていたものであるが、趣旨としてはこの改正の趣旨と重なる点が多いと考える。

宗教情操教育との宗教文化教育の違いは、まず特定の価値観が共通に存在すると仮定しないことである。むしろ多様な価値観があることを知ることによって重点を置く。宗教情操教育は「宗教は人間に必要である」「宗教は素晴らしい価値をもってある」というような前提とかわりがある。しかし、宗教文化教育では、宗教が必要だと考える人や、その価値を大切にしている人々の理解を深めようとするが、宗教それ自体の価値については統一的な評価をしない。公立学校の宗教についての教育においては、無神論や宗教を否定しようとする人たちの存在を無視したり、否定したりはできないからである。なお、こうしたタイプの教育であれば、多くの大学生が受け入れるものであることが、各種のアンケート調査によって確かめられた。